

【すこやか歳時記】
師走の候



今年一年の区切りのときには、あわただしい日々のなかでも心にゆとりをもつひとときを。

今年の年末はちょうど週末にも重なり、年明けの元日が月曜始まりとなって、区切りのときを印象深く感じます。季節の区切りとしては、12月7日は二十四節気の「大雪(たいせつ)」で、22日には「冬至(とうじ)」を迎えます。「大雪」は山々に雪が積り、平地でも雪が降り始める頃とされていますが、近年の気候変動では実感と大きく異なってきているようです。また「冬至」は一年で最も夜が長く、昼が短いときで、この日には「柚子風呂」で健康を願う風習が伝わっています。季節感が薄れて自然災害は増え、円安や燃料高騰・物価高は続き、感染症や国際紛争も終わりが見えない不安な毎日に追われて今年一年も暮れるとき…。せめて心にはゆとりをもって一年の区切りをつつがなくお過ごしください。

TOPICS

2024年4月から労働条件明示のルールが変わります

2024年4月1日から労働条件明示のルールが変わり、労働条件の明示事項が追加されます。新しく追加される明示事項は次のとおりです。

明示のタイミング	新しく追加される明示事項
すべての労働契約の締結時と有期労働契約の更新時	就業場所・業務の変更の範囲
有期労働契約の締結時と更新時	更新上限(通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容
無期転換ルールに基づく無期転換申込権が発生する契約の更新時	無期転換申込機会 無期転換後の労働条件

(出典) <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001080267.pdf>

今回の改正に伴い、自社の労働条件通知書を早い段階で変更しておきましょう。詳細は各担当までお問い合わせください。

日々是好日カレンダー

12月 DECEMBER	
	師走・春待月・年積月・年満月
1 金	・食品・添加物等の一斉取締り(～28日) ・世界エイズデー ・いのちの日
2 土	・奴隷制度廃止国際デー ・日本人宇宙飛行記念日
3 日	・障害者週間(～9日) ・妻の日 ・カレンダーの日 ・みかんの日
4 月	・人権週間(～10日) ・血清療法の日 ・E.T.の日
5 火	・国際ボランティアデー ・パミュダトライアングルの日
6 水	・音の日 ・姉の日 ・シンフォニー記念日
7 木	・大雪 ・国際民間航空デー ・クリスマスツリーの日
8 金	・事納め ・針供養 ・レノンズデー ・太平洋戦争開戦記念日
9 土	・国際腐敗防止デー ・障害者の日
10 日	・国際人権デー ・ノーベル賞授賞式 ・アロエヨーグルトの日
11 月	・雇用保険被保険者資格取得届の提出
12 火	・児童福祉法公布記念日 ・漢字の日 ・バッテリーの日
13 水	・正月事始め ・すす払い ・ビタミンの日 ・美容室の日
14 木	・南極の日 ・討ち入りの日
15 金	・年末年始の食品等一斉取締り(～1/14) ・年賀郵便特別扱い開始日
16 土	・電話創業の日 ・紙の記念日
17 日	・飛行機の日
18 月	・国際移民デー ・国連加盟記念日 ・東京駅完成記念日
19 火	・国際南南協力デー ・日本人初飛行の日
20 水	・人間の連帯国際デー ・道路交通法施行記念日 ・ブリの日
21 木	・クロスワードの日 ・回文の日 ・バスケットボールの日
22 金	・冬至 ・ゆず湯 ・改正民法公布記念日
23 土	・東京タワー完工記念日 ・テレホンカードの日
24 日	・クリスマスイブ
25 月	・クリスマス ・昭和改元の日 ・スケートの日
26 火	・ボクシングデー ・プロ野球誕生の日
27 水	・浅草仲見世記念日 ・ピーターパンの日
28 木	・官公庁御用納め ・身体検査の日 ・シネマトグラフの日
29 金	・冬季休業日 ・シャンソンの日 ・清水トンネル貫通記念日
30 土	・冬季休業日 ・地下鉄記念日
31 日	・冬季休業日 ・大晦日 ・大はらい ・除夜 ・シンデレラデー

12/29(金)～1/3(水)まで冬季休業とさせていただきます。

《今月の特集①》「裁量労働制」の法改正について

2024年4月から「裁量労働制」についての法改正が行われます。個別の労働者の合意が必要になるなど厳格化されます。

裁量労働制とは

裁量労働制とは、一定の条件下でのみ適用できる特別な労働時間制度の一つです。具体的には、学術研究や証券アナリストなど**業務の性質上「業務遂行の手段」「方法」「時間配分」などを大幅に労働者に委ねる必要がある業務で、使用者(会社)が具体的な指示をすることが困難な場合に、労使協定であらかじめ定めた時間数働いたとみなす効果のある労働時間制度です。**裁量労働制は「専門業務型：あらかじめ対象職務が決められているもの」と「企画業務型：労使委員会で厳格に対象業務を決めるもの」に分かれますが、企画業務型はその手続き要件の厳格さゆえにあまり一般的ではなく、裁量労働制といえば専門業務型の方が一般的でしょう。

専門業務型の対象業務

専門業務型裁量労働制の対象業務として以下の19業種が指定されています。

- (1) 研究開発 (2) 情報処理システムの分析又は設計
- (3) 新聞・出版・テレビ制作等の取材・編集
- (4) デザイン考案 (5) テレビ、映画等の制作プロデューサー等 (6) コピーライター
- (7) システムコンサルタント (8) インテリアコーディネーター (9) ゲーム用ソフトウェアの創作
- (10) 証券アナリスト (11) 金融商品開発
- (12) 大学教授 (13) 公認会計士 (14) 弁護士の業務
- (15) 建築士 (16) 不動産鑑定士の業務
- (17) 弁理士の業務 (18) 税理士の業務
- (19) 中小企業診断士の業務

手続き方法と改正内容

専門業務型裁量労働制を導入するためには、労働者の過半数で組織する労働組合または過半数労働者代表との協定を締結し労働基準監督署に届け出る必要がありますが、2024年4月1日以降、新たにまたは継続して専門業務型裁量労働制を導入するためには、**個別の労働者の同意と同意の撤回のルールを定めなければならない**となります。

【現在の手続き方法】

労働者の過半数で組織される労働組合(ない場合は労働者の過半数の代表者)との労使協定で、対象業務やみなし労働時間、健康対策などについて取り決めて、管轄労働基準監督署に届出する



【2024年4月1日以降の手続き方法】

労使協定締結の際に、以下の事項を追加で定める必要があります。

- ① 個々の労働者の同意を得ることや、同意をしなかった場合に不利益取り扱いをしないこと
- ② 同意の撤回の手続き方法と、同意とその撤回に関する記録の保存をすること

上記②に「同意と撤回に関する記録の保存義務」があることから、**専門業務型裁量労働制の対象とした労働者全員の同意書が必要になるもの**と思われます。また、同意の撤回も認めなければならなくなるため、運用は非常に難しくなるでしょう。実際のところ、法改正後は「専門業務型裁量労働制に同意しない労働者」や「同意を撤回する労働者」が現れる可能性もあり、同意しない労働者を他部署に異動させると今度は「同意しないことによる不利益扱いを受けた」と主張され、別のトラブルになるといった問題が予想できます。

裁量労働制がうまくいくパターン

裁量労働制は「現実には何時間働いたかに関係なく、あらかじめ決めた労働時間分働いたとみなす」という効果がありますが、実際の労働時間、拘束時間がみなし労働時間よりも長い場合には、労働者は不満に思うでしょう。逆にいうと、**実際の労働時間がみなし労働時間よりも短いか同程度で、しかもその時間配分の裁量が認められている場合**にのみ、裁量労働制がうまくいくと言えるかもしれません。

《今月の特集②》コンプライアンス上注意すべき採用時のNG質問・NG行動

大企業の社員が起こした応募者へのセクハラが話題になりました。コンプライアンス意識の高まり、SNSによる風評被害も踏まえた採用時の注意点について解説します。

はじめに

大手ゼネコンや商社の社員が、応募者の女子大学生に対して性的暴行を加えたなどとして逮捕され、大きく報道されました。

このような大事件にならずとも、コンプライアンス意識の高まり、SNSでの炎上リスクから、採用面接時の企業側の行動には一層の注意が必要となります。以下、採用面接などの際に注意すべき「NG質問」「NG行動」について解説していきます。

NG 質問

面接の際に、就職差別やハラスメントにつながるような次のような内容を聞いてはいけません。

【1. 本籍地や住所】

本籍を質問することは、結果的に就職差別につながる恐れがあるため注意が必要です。

- ・本籍地はどこですか
- ・お父さん、お母さんの出身地はどこですか
- ・あなたのおうちは国道〇〇号線(〇〇駅)のどちら側ですか

【2. 家族の情報】

家族の職業や収入、学歴、家庭環境をいたずらに尋ねることも要注意です。本人の能力や業務適性と関係のない質問として問題となることがあります。

- ・あなたのお父さんは、どこの会社に勤めていますか
- ・お父さん(お母さん) がいらないようですが、どうしたのですか

【3. 宗教と政治】

思想・信条や宗教、支持する政党、人生観などは、信教の自由、思想・信条の自由など、憲法で保障されて

いる個人の自由権に属しており、採用選考の判断基準としてはいけません。

- ・家の宗教は何ですか。何宗ですか
- ・あなたの家庭は、何党を支持していますか
- ・労働組合活動をどう思いますか
- ・あなたの家では、何新聞を読んでいますか

【4. 男女雇用機会均等法に抵触する質問】

性別を理由(または前提、背景)とした質問は、男女雇用機会均等法の趣旨に違反する採用選考につながります。

- ・結婚や出産後も働き続けようと思っていますか
- ・(男性だけに、または女性だけに) 残業は可能ですか、また転勤は可能ですか
- ・女性には体力的にキツイと思うけど大丈夫ですか
- ・LGBTQであることで問題がありましたか

NG 行動

下記のようなセクハラにつながる行動、炎上につながる行動は厳しく制限した方が良いでしょう。

- ・住所をストリートビューなどで検索し、居住環境を調べる。または調べたことをSNSで発信する
- ・性自認についての情報を本人の許可なくSNSで発信する
- ・個人的に応募者に連絡を取り、食事に誘う
- ・SNSで採用に関係のない個人的な連絡を取る

なお、前職へ応募者の様子を尋ねる「前職調査」は違法ではありません。ただし、本人の同意なく第三者に個人情報を提供すると、前職側が個人情報保護法に違反することになるため、あらかじめ本人の同意を得て確認することが望ましいでしょう。

中小企業の7割近くが人手不足と回答（日商の調査）

日本商工会議所および東京商工会議所は、全国47都道府県で実施した中小企業の人手不足と多様な人材雇用に関する調査の結果をまとめました。調査は2023年7月18日から8月10日まで行われ回答は3,120社で各地商工会議所職員が訪問やメールを通じて実施されました。このうち人手不足の状況と対策に関する調査結果のポイントを紹介します。

人手不足の状況と対策	状況と深刻度	<ul style="list-style-type: none"> ・「人手不足」の回答が7割近く（68.0%）。すべての業種で5割を超える。 ・うち6割以上（64.1%）が「非常に深刻」（人手不足を理由とした廃業等、今後の事業継続に不安、または「深刻」（事業運営に支障）と回答。
	影響	<ul style="list-style-type: none"> ・人手不足の事業への影響については、「現有人員でやりくりしている」との回答が約8割（77.2%）。 ・一方、「事業運営の具体的な支障が生じている」（21.6%）、「事業の拡大を見送った」（18.7%）との回答も2割程度見られる。
	対策	<ul style="list-style-type: none"> ・人手不足への対策は、「正社員の採用活動強化」が68.5%と最多。 ・「業務プロセスの見直し」（33.2%）、「IT化等設備投資」（25.2%）など、業務効率化
	確保の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・人材確保に向けた取り組みは、「賃上げの実施、募集賃金の引上げ」（72.5%）が最も多く、「ワークライフバランスの推進」（38.1%）が続く。 ・フレックスタイム・兼業・副業・テレワークなど「多様で柔軟な働き方の推進」は2割程度に満たない。

その他の調査結果を知りたい時は各担当までお声かけください。
 また、人手不足対策についてもご相談ください。【日本商工会議所】
<https://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2023/0928140000.html>

当事務所について

「人」の問題に正面から向き合い、採用・配置・処遇から退職まで、法令面、経営面の両方向から素早く解決して、企業の発展と継続のための力強いパートナーとしてサポートさせていただきたいと思っております。



代表社員
社会保険労務士
碓宏介

労務に関する
お困りごとは、
お気軽に
ご相談下さい！

社会保険労務士法人
碓人事労務センター

〒815-0072
福岡市南区多賀 1-4-40 205
TEL 092-561-3233
FAX 092-561-3020

<https://sr-ikari.net/>

アクセス



西鉄大牟田線
高宮駅より徒歩10分、野間3丁目交差点
ファミリー多賀204号室へお越し下さい

すこやか労務月報

[12月版]

自己採点で、事故対策を。

年末の忙しい時期には思わぬ事故が発生しやすくなります。交通事故をはじめ仕事現場などでの業務上の事故にもくれぐれもご注意ください。冬場は日暮れが早くなることから薄暮の時間帯で事故が増加する傾向もあります。また交通事故では生活道路での事故が増えるというデータもありますので、交通量が少ない道路でも要注意です。

事故対策の一つとして「ヒヤリハット」活動がありますが、これはまず自分自身が「ヒヤリ」としたことや「ハッ」としたことを、ちゃんと受け止めて認識することから始まります。毎日の仕事の中で自分自身がまず振り返ってみて自分の行動を採点する時間をつくってみませんか…。その「自己採点」が明日の安全につながっていくはずです。



12月の
注意ポイント

- その ① あわただしい年末年始の事故に要注意を !!
- その ② 火の用心を徹底して消火器などの点検も !!
- その ③ 感染症対策や体調管理にも気を抜かずに !!